

様式①

三木市男女共同参画プラン実施計画書
各課取組事業実施計画

〈令和8(2026)年度〉

三 木 市

【目次】

(基本目標 I)	多様性を認め合う男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備	1ページ
(基本目標 II)	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)による誰もがその能力を発揮できる社会	22ページ
(基本目標 III)	あらゆる暴力の根絶と困難を抱えた人々の支援	25ページ
(基本目標 IV)	誰もが健康で、安全・安心に暮らせる環境の整備	35ページ
(基本目標 V)	男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備	43ページ

基本目標Ⅰ 多様性を認め合う男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限
1	市広報や講座の開催、資料の発行による男女共同参画に関する啓発	固定的性別役割分担意識の解消をはじめとした男女共同参画社会の実現のため、市広報やホームページ、講座の開催や資料の発行などにより啓発します。	人権推進課	男女共同参画社会の実現に向けて、講座の開催、情報誌の発行、ホームページの掲載、啓発展示により啓発する。	情報誌の発行4回	令和9年3月
2	市の発行物などにおける「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の活用	市の発行物に「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意します。	全庁	具体的施策2のシートに記載	-	-
3	地域への出前講座の開催	男女共同参画に関する理解を深めるため、公民館などでの生涯学習の場において、出前講座を開催します。	人権推進課	公民館での出前講座を開催する。	出前講座の開催6回	令和9年3月
			生涯学習課	地域公民館と男女共同参画センター・区長協議会・NPO法人等と連携し、男女共同参画の理解促進を目的とした女性セミナーや高齢者教室を実施する。	講座開催4回	令和9年3月

4	地域活動への男女の参画促進のための広報の充実	地域活動への男女の参画をより一層促進するための啓発を行います。	生涯学習課	地域公民館と男女共同参画センター、区長協議会、NPO法人等と連携し、男女共同参画の理解促進を目的とした女性セミナーや高齢者教室を実施する。これらのセミナーや教室に加え、広報活動やパネル展示を組み合わせ、地域活動への男女の参画を促進する。	講座開催 4 回	令和9年3月
			人権推進課	「失敗を恐れずチャレンジすることの大切さ」をテーマに男女共同参画週間記念講演会を開催する。		
5	ジェンダー平等や人権尊重についての指導と個性や能力を生かした教育の推進	ジェンダー平等や人権を尊重する教育を行い、性別によらず子ども一人一人の個性や能力を生かすとともに、子どもたちがよりよい人間関係を構築できるようにコミュニケーション能力を高める学習を進めます。	学校教育課	ジェンダー平等への配慮とコミュニケーション能力の育成を全校で推進する。全領域において、児童生徒が互いの個性を認め合い、対話を通して深め合う協働的な学びを日常的に実践・定着させる。		
			教育・保育課	性差にとらわれず様々なグループによる活動を取り入れたり、年齢に応じて絵本等を活用し一人一人の個性の大切さを意識づけるなど、その子らしさを認め合う教育・保育を推進する。		

6	メディアを正しく読み解く力を育てる教育の充実	テレビコマーシャルやアニメ、インターネットなどから児童生徒が固定的性別役割分担意識や暴力、性の商品化などを受け入れることのないよう、メディア・リテラシーを高めるため、学校での教育を充実させるとともに、家庭と連携して取り組みます。	学校教育課	情報を正しく受けとめる視点を育む指導を行うとともに、保護者と協力して健全な情報判断力を養う環境を整える。		
			教育センター	情報活用に関する責任ある行動規範を学ぶ「デジタル・シティズンシップ教育」の推進を図る。	デジタル・シティズンシップ教育教材一覧に基づいた授業を全校で実施(100%)	令和9年3月
7	性教育の充実	児童生徒が発達段階に応じ、性に関する正しい知識を身につけ、生命の大切さを理解し、望ましい行動がとれるよう、学校における性に関する教育を充実させるとともに、家庭と連携して取り組みます。	学校教育課	性に関する教育を、児童生徒の発達段階に応じて推進する。児童生徒が一人で悩みを抱え込まない安心・安全な環境を構築する。		
8	デートDV防止講座に対する支援	中学生、高校生、大学生などに、互いを尊重し、暴力のないよりよいパートナーシップが築けるような教育・啓発を行います。	学校教育課	中学校における人権教育の中で、相手を尊重し大切にする等の指導を行う。		

			人権推進課	<p>生徒・学生など若年層の人権意識を高めるため、デートDV防止について研修を行う団体を対象に、三同教じんけんサポート事業において、支援する。</p> <p>また、夏休み期間中に教育センターでデートDVに関するパネル展を開催する。</p>		
9	青少年の性暴力被害防止のための教育・啓発の推進	<p>性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようホームページや広報紙などにより啓発するとともに、学校において「生命（いのち）の安全教育」に取り組みます。</p> <p>また、児童生徒が性犯罪に巻き込まれないよう、携帯電話やスマートフォンなどの使用方法について、教育や啓発を行います。</p> <p>さらに、ネットパトロールを行い危険度の高い投稿や不適切な投稿について早期に発見し、対応します。</p>	学校教育課	<p>生命(いのち)の安全教育に取り組むとともに、性暴力被害の防止やネット利用の危険性についての教育・啓発に取り組む。</p>		
			人権推進課	<p>性暴力被害についてのパンフレット等を配架するとともに、児童、生徒を対象に携帯電話やスマートフォン等の適切な使用方法についての講座開催に対する支援を行う。</p>		
10	男女共同参画に関する教育・保育関係者の研修の充実	<p>教員・保育士などが男女共同参画社会の実現をめざすという視点を持ち、ジェンダー平等についての意識を高めるための研修を充実させます。</p>	学校教育課	<p>男女を問わず、子ども一人一人の人権を大切にする研修を実施する。また、男女共同参画週間に合わせて、教職員研修資料の周知をするなど、教職員の意識向上を図れるよう啓発を行う。</p>		

			教育センター	男女平等についての意識を高めるため、教職員専門研修において関連する内容に触れる。	年1回以上	令和9年3月
			教育・保育課	セルフチェックリストを活用した振り返りや、職員研修により意識の向上を図る。	年1回以上	令和9年3月
11	審議会、各種委員会などへの女性委員の参画促進	市の「審議会等委員の選任に関する指針」に沿って、女性委員の割合が規定以上となるよう取り組みます。 また、各種委員会委員などの選任においても積極的に女性を登用するよう取り組みます。	企画政策課	令和8年度に改選となる審議会等の委員について、可能な限り女性委員を推薦していただくように依頼をする。	審議会委員の女性割合40%	令和9年3月
			関係課	具体的施策11のシートに記載	-	-
12	自治会などへの女性役員の参画への働きかけ促進	各自治会で女性参画への気運が高まるよう、男女共同参画の推進についての勉強会を実施するとともに、女性が積極的に選出されるよう取り組みます。	市民協働課	地域活動における女性活躍に関する研修会を実施する。また、役員改選時期の区長協議会連合会定例理事会や自治会運営ハンドブックで働きかける。	年3回以上	令和9年3月

13	女性リーダーの育成と女性リーダーが育つ環境づくり	政策・方針決定の場へ参画できる女性リーダーが育つ環境を整えるとともに、女性リーダーを育成する講座を開催します。	人権推進課	「女性のための行政まなび体験講座～知る・考える・議会で体験～」をテーマに連続講座を開催する。	年8回	令和9年3月
14	企業への男女共同参画推進の働きかけ	市が男女共同参画の範を示し、女性の就労促進や職域拡大など市内の企業が男女共同参画を一層推進するよう働きかけ、「一般事業主行動計画」の策定を促します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		
15	女性の起業・経営に対する支援	市内での起業、または第二創業をめざす起業家を支援します。	商工振興課	市内で起業をされる方に対して、中小企業サポートセンターによる支援や、市の補助金により支援する。		
16	「家族経営協定」の普及	農業を行う家族間での役割分担や就業条件を明確にした「家族経営協定」を普及します。	農業振興課	家族間で活動を検討されている認定農業者・新規就農者に対して啓発、支援を行う。		
17	商工業等の自営業者への男女共同参画の推進	商工業等の自営業に従事する女性の経営参画等や、就業条件の整備等について情報提供や啓発を行います。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		

18	女性のネットワークづくり	様々な分野で活躍する女性や団体などが、互いに交流できる機会を設けます。	人権推進課	北播磨女性リーダー交流会を実施する。	年2回	令和9年3月
19	男女共同参画に取り組む団体・グループの支援	男女共同参画に取り組む団体やグループを支援し、個人や団体の力量アップに取り組めます。	人権推進課	現在登録している「こらぼーよ編集委員会」の活動を支援し、情報誌を4回発行する。	情報誌の発行4回	令和9年3月
20	女性の人材情報の整備と提供	女性の人材について幅広い情報を収集するとともに、人材リストを整備し、人材情報を提供します。	人権推進課	女性の人材についての情報を整備し、講師の紹介依頼などに対して積極的に支援する。		
21	性の多様性に関する教育・啓発、情報発信	<p>職場や市民講座、住民学習などで多様な性の存在を認識し、理解を深めるための取組を推進します。</p> <p>また、学校教育の場において、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進します。</p>	人権推進課	自分らしく暮らせるまちをめざし、多様な性のあり方について、各公民館等の公共施設における啓発展示や各自治会で住民学習を実施する。		
			学校教育課	多様な性に関する教育・啓発や情報発信を計画的に推進し、学校における心理的安全性の高い環境づくりを確立する。		

22	三木市パートナーシップ制度の周知啓発	一方または双方が性的マイノリティや、事実婚のカップルの関係を市が公に証明する「三木市パートナーシップ制度」を周知啓発します。	人権推進課	広報誌、ラジオ放送、ホームページなどあらゆる機会をとらえ、周知啓発に努めるとともに、公民館等の公共施設において啓発展示を実施する。		
23	多文化理解のための教育・啓発の実施	多文化共生理解講座の開催など、多文化の理解について啓発するとともに、学校教育や生涯学習において多文化共生の視点を取り入れた学習を実施します。	市民協働課	三木市国際交流協会と連携し、様々な機会を捉え多文化共生に関する研修やイベントを開催する。（市職員研修、日本語ボランティア養成講座、COOL MIKI、ぐるっとワールド等）	年3回以上	令和9年3月
			学校教育課	児童生徒に対して、多文化共生の理解と啓発を進めるとともに、外国人児童生徒の自己実現を支援する。		

24	外国人に対する外国語案内表記などの充実と相談体制の充実	<p>必要な各種情報を多様な言語や漢字のルビふり、「やさしい日本語」で効果的に発信できるよう、関係機関と連携し、支援します。</p> <p>また、外国人が安心して生活できるよう、相談体制を充実させます。</p>	市民協働課	<p>「やさしい日本語」の必要性について理解を深め、市職員の多文化共生意識の向上を図り、「やさしい日本語」での窓口対応を促進する。外国人住民への情報伝達や手続きの円滑化を図るため、各課の作成・発行する書類（通知・案内等）について、外国人住民が理解しやすいよう工夫をするなど、行政サービスの不平等や情報格差の解消に努める。</p> <p>外国人住民の相談ニーズに応えるため、各種行政手続、日常生活や在留資格などに関する一元的相談窓口の周知と相談体制の充実に努める。</p>	相談件数 450件 (R7:433件、 R6:445件)	令和9年3月
			財政課	<p>組織改正に伴い、ふりがなルビを記載した案内表示看板及び庁内案内冊子の更新を行う。また庁内案内表示看板にORコードを併記し、ホームページに掲載した多言語の庁内案内冊子とリンクさせて情報を発信する。</p> <p>総合案内の外国人対応において国際交流協会との連携強化を図る。</p>	100%	令和9年3月

基本目標 I 具体的施策No.2

具体的施策	市の発行物などにおける「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の活用
施策の内容	市の発行物に「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、 固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意します。
担当課名	令和8年度各課事業実施計画
企画政策課	課所管の発行物について「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意するとともに、偏ったイメージを持たないよう理解に努める。
デジタル推進課	市広報や刊行物等の作成に際し、男女共同参画の視点に立った、より適切な表現に留意する。
縁結び課	課所管の発行物について「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、文章表現やイラストに留意するとともに、人権及び男女共同参画の理解に努める。
秘書広報課	市広報や刊行物等の作成に際し、男女共同参画の視点に立った、より適切な表現に留意する。
危機管理課	市広報やホームページ、チラシ作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。
総務課	職員向けの掲示や職員採用試験の広報等において、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った表現とするよう留意する。

担当課名	令和8年度各課事業実施計画
市史編さん室	男女共同参画研修等に参加するよう努め、職員の意識改革を図る。 チラシやポスターなどの作成にあたっては「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った表現に留意する。
財政課	広報紙の原稿作成等で「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用する。
経営管理課	男女共同参画研修への参加や、その他のセミナー等に参加するよう努め、職員の意識改革を図る。 市広報等の記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現に留意する。
税務課	市広報や刊行物等の発行に際しては、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った表現とするよう引き続き留意する。
債権管理課	広報紙等の原稿作成で「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用する。
市民協働課	配付チラシ、啓発看板等について、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。
人権推進課	全職員に「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を周知し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意されるよう取り組む。
市民課	市広報等の記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。

担当課名	令和8年度各課事業実施計画
保険年金課	市広報やホームページ、「こくほだより」等の発行物において、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに引き続き留意する。
環境政策課	発行物や掲示物を作成する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った表現とするよう留意する。
生活安全課	公文書等の作成時に文章表現やイラストの表現に留意する。
環境課	広報やホームページ、チラシなどの作成において、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。
福祉課	固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。
障がい福祉課	広報やホームページ、その他課の発行物について、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストを使用する。
こども福祉課	市広報原稿やホームページ、ガイドブック等の配布物などの作成に関しては、男女共同参画の視点に立った表現とする。 また、市主催の男女共同参画研修に参加し、課としてできることを検討する。
高齢福祉課	男女共同参画に関する研修へ積極的に参加し、意識改革に繋げる。 また、広報やホームページ、その他課の所管事項に係るチラシ等の作成において、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、ジェンダーバイアスにとらわれないような文章表現やイラストを使用する。

担当課名	令和8年度各課事業実施計画
健康増進課	課所管の発行物について「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。
介護保険課	男女共同参画に関する研修に参加するよう呼びかけ、意識改革に繋げる。 また、市広報原稿やホームページ、チラシ等の配布物を作成する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、文章表現やイラストに留意する。
商工振興課	発行物を作成する際には「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用した文章表現やイラストに留意するとともに、人権推進課が主催する各種研修会へ参加する。
観光振興課	市広報原稿やホームページ、チラシ等の配布物を作成する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った表現、イラストを使用する。
ゴルフのまち推進課	市広報誌や電子申請における申込みフォーマットの作成に際し、男女共同参画の視点において不必要な表記を避け配慮する。
農業振興課	ホームページ又は市広報等の作成時に、ガイドラインに基づく適正な表現を用いる。 課内でガイドラインについての共通認識が持てるよう、研修を行う。
農地整備課	ホームページや市広報等の作成時に、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った文書表現やイラストに留意する。

担当課名	令和8年度各課事業実施計画
道路河川課	市広報等の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。
プロジェクト推進課	男女共同参画に関連した研修やセミナーへの参加を呼びかける。 ホームページや回覧文書等の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。
都市政策課	市広報やホームページなど男女共同参画の視点に配慮した表現とする。
交通政策課	発行物や掲示物を作成する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った表現とするよう留意する。また、交通政策課員を対象に年1回の研修を行う。
建築住宅課	市広報やチラシの作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。また、人権推進課が開催する男女共同参画に対する意識改革に係る研修に積極的に参加する。
水道業務課	市男女共同参画に係る研修に参加するとともに、広報やホームページ等の記事の作成に際し、「男女共同参画の視点からのガイドライン」に沿った表現やイラストに留意する。
水道工務課	市男女共同参画に係る研修に参加するとともに、広報やホームページ等の記事の作成に際し、「男女共同参画の視点からのガイドライン」に沿った表現やイラストに留意する。
下水道課	広報やホームページ等の記事の作成に際し、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿ったイラストに留意する。

担当課名	令和8年度各課事業実施計画
市民生活課	市広報等の記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。
健康福祉課	男女共同参画に関する研修等に積極的に参加し、意識向上を図る。ホームページや市広報誌、刊行物等の作成に関し、男女共同参画の視点に立った文章表現やイラストの取扱いに留意する。
地域振興課	市広報等に掲載する際、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。
消防本部	「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用して、署内研修を実施し、広報紙及びホームページ等の文章表現やイラストに留意する。
議会事務局	議会だよりやホームページの作成にあたっては、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに引き続き留意する。
選挙管理委員会事務局	<p>広報みき「選挙特集号」やホームページ、各種パンフレットの作成に際しては、男女共同参画の視点に立った表現とする。</p> <p>また、男女共同参画について研修を行い、固定的な観念にとらわれない意識を醸成し、文書表現にも留意する。</p>
監査・公平委員会事務局	毎年実施している職場における人権研修において、ガイドラインを活用し固定的な観念にとらわれない意識を醸成する。
農業委員会事務局	発行物や掲示物を作成する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った表現とするよう留意する。

担当課名	令和8年度各課事業実施計画
教育総務課	ホームページ等の作成に関しては、男女共同参画の視点に立った表現とする。
教育施設課	男女共同参画に対する研修を実施し、意識の向上に努めるとともに、ホームページ等の作成に関しては、男女共同参画の視点に立った表現とする。
生涯学習課	公文書や公民館だより、チラシなどに男女共同参画の視点を取り入れ、不適切表現を避けるためガイドラインを活用する。職員による校正や周知活動を行い、男女双方が参加できるセミナー開催や意識改革のための研修も推進する。
図書館	図書館だよりや館内掲示など、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに留意する。
文化・スポーツ課	イベントチラシ等の広報物については、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに留意する。
学校教育課	「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に基づいて文章表現やイラストの表現に留意する。
教育センター	広報物やセンター内掲示などを作成する際には、男女共同参画の視点に立った文章表現やイラストに留意する。男女共同参画に関する研修に参加し、意識の向上に努める。

担当課名	令和8年度各課事業実施計画
小中一貫教育推進室	「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に基づいて文章表現やイラストの表現に留意する。
教育・保育課	ホームページや文書作成やイラスト使用時に、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の視点に基づき表現に留意する。

基本目標 I 具体的施策No.11

具体的施策	審議会、各種委員会などへの女性委員の参画促進			
施策の内容	市の「審議会等委員の選任に関する指針」に沿って、女性委員の割合が規定以上となるよう取り組みます。			
担当課名	審議会等名	※1令和8年4月1日 現在の女性委員割合 (%)	※2次回改選時期	次回改選後における 女性委員割合の 目標数値 (%)
企画政策課	行政不服審査会	0%	令和8年12月31日	40%以上
企画政策課	情報公開審査会	0%	令和9年6月30日	40%以上
企画政策課	個人情報保護審査会	0%	令和9年6月30日	40%以上
危機管理課	防災会議	30%	令和10年4月1日	40%
危機管理課	水防協議会	6%	令和10年4月1日	15%
危機管理課	国民保護協議会	5%	令和10年4月1日	15%
財政課	指定管理者選定委員会	0%	令和9年7月1日	1名以上
財政課	労働報酬審議会	0%	令和9年2月8日	1名以上
市民協働課	市民活動支援審査会	67%	令和8年6月1日	40%以上
市民協働課	三木市多文化共生推進プラン策定検証委員会	33%	令和8年7月1日	40%以上

担当課名	審議会等名	※1令和8年4月1日 現在の女性委員割合 (%)	※2次回改選時期	次回改選後における 女性委員割合の 目標数値 (%)
人権推進課	子どものいじめ対策専門委員会	75%	令和9年6月1日	50%以上を維持
人権推進課	人権尊重のまちづくり推進審議会	45%	令和9年6月1日	40%以上
人権推進課	男女共同参画センター運営委員会	57%	令和9年5月1日	40%以上
人権推進課	隣保館運営委員会	31%	令和9年6月1日	40%以上
保険年金課	国民健康保険運営協議会	30%	令和10年7月1日	40%以上
環境政策課	環境審議会	12%	令和9年6月1日	40%
環境政策課	規制対象施設建築等審査会	38%	令和9年6月1日	40%
福祉課	民生委員推薦会	14%	令和10年10月1日	40%
福祉課	社会福祉審議会	57%	令和9年6月1日	40%
障がい福祉課	手話施策推進会議	60%	令和9年6月1日	40%
障がい福祉課	障害支援区分認定審査会	30%	令和9年4月1日	40%
こども福祉課	みきっ子未来応援協議会	-	令和8年6月頃	50%
健康増進課	健康づくり推進協議会	58%	令和9年5月31日	58%
介護保険課	介護認定審査会	38%	令和9年4月1日	40%以上

担当課名	審議会等名	※1令和8年4月1日 現在の女性委員割合 (%)	※2次回改選時期	次回改選後における 女性委員割合の 目標数値 (%)
介護保険課	介護保険運営協議会	63%	令和9年6月1日	40%以上
商工振興課	金物振興審議会	0%	令和9年7月22日	40%以上
商工振興課	中小企業振興審議会	0%	令和8年度第1回に合わせて選任	40%以上
商工振興課	勤労者福祉センター運営委員会	25%	令和8年5月31日	40%以上
都市政策課	都市計画審議会	17%	令和11年6月1日	3名以上
農業委員会事務局	三木市農業委員会	7%	令和9年5月1日	10%以上
文化・スポーツ課	文化財保護審議会	0%	令和8年6月1日	1名以上
文化・スポーツ課	みき歴史資料館協議会	33%	令和8年8月1日	40%以上
文化・スポーツ課	美術館協議会	50%	令和8年6月1日	40%以上
生涯学習課	公民館運営審議会	45%	令和8年7月1日	40%
生涯学習課	社会教育委員会	46%	令和8年7月1日	46%
図書館	図書館協議会	71%	令和9年6月1日	40%
学校教育課	教育支援委員会	59%	令和9年6月1日	40%
教育施設課	学校給食審議会	57%	令和9年4月	40%

担当課名	審議会等名	※1令和8年4月1日 現在の女性委員割合 (%)	※2次回改選時期	次回改選後における 女性委員割合の 目標数値 (%)
教育・保育課	特定教育・保育施設評価委員会	40%	令和9年4月1日	40%
農業振興課	農業振興審議会	-	令和8年6月頃	1名以上

※1 令和8年4月1日現在、審議会が未設置の場合は「-」を記入

※2 「次回改選時期」には、令和8年4月2日以降最初に到来する改選時期を記入

基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)による誰もがその能力を発揮できる社会

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限
25	男女雇用機会均等法の啓発	関係機関と連携し、男女雇用機会均等法などの趣旨および内容を企業に啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		
26	パート・アルバイト・派遣労働の適正な雇用に関する啓発	関係機関と連携し、パートタイム労働者などの適正な雇用管理について事業主に啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		
27	就労に関する支援の充実	就業機会拡大のためのセミナーなどを開催するとともに、技術講習に関する情報を提供します。	人権推進課	ハローワーク西神と連携し、再就職応援セミナーを実施する。	年2回	令和9年3月
			商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		
28	若者を新たに雇用する企業への支援	若者の正規雇用に積極的に取り組む市内企業を支援するとともに、若者の雇用の促進および生活の安定化に取り組めます。	商工振興課	三木市若年者雇用促進助成金により、若年者を雇用する企業を支援する。		

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限
29	男性の家事・育児・介護への参画の促進	家事・育児・介護を、男女が共に担うという意識を高めるとともに、家事・育児・介護の知識や技術を学習する機会を提供します。	人権推進課	男性のための簡単料理講座や父子料理教室を実施する。	料理講座3回 父子料理1回	令和9年3月
			生涯学習課	男女共同参画センターやこども福祉課が主催するセミナーを公民館利用者に広く周知し、参加を促進する。介護の専門講座や男性向けの料理教室を複数地区で開催し、実践的な技術習得を支援。また、女性向けセミナーに男性も参加できるようにし、男女が共に課題を学ぶ機会を増やして男性参加者の増加を目指す。	男性料理教室等 4回	令和9年3月
			こども福祉課	父親の子育て参加の促進をめざし、父親も参加しやすいテーマの子育てセミナーや休日に家族で参加できる事業としてファミリーDayを開催する。	年5回	令和9年3月
			高齢福祉課	広報やホームページを活用し、介護を男女が共に担う意識の啓発を図る。 介護の知識や健康づくりをテーマに家族介護教室や家族介護者交流会を開催し、男性の参加を促進する。		

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	達成期限
30	家庭教育を学ぶ機会や家庭教育情報を提供する場への父親の参画の促進	親や親となる男女を対象として、家庭教育を学ぶ機会と家庭教育情報を提供します。 また、特に父親の家庭教育への参画を促進するため、学習機会や学習内容を充実させます。	生涯学習課	親や子育てにかかわる方を対象に家庭教育の学習機会と情報提供を行う。特に父親の参加しやすさを考慮し、講座や行事の開催日程・内容を工夫し、父親の家庭教育参画を促進する。地域の特性に応じた連携を深め、家庭教育や乳幼児学級の充実を図る。	家庭教育学級等 12回	令和9年3月
31	ワーク・ライフ・バランスの啓発	労働者の仕事と生活の両立を支援するため、ワーク・ライフ・バランスを啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		
			人権推進課	兵庫県立男女共同参画センターと連携し、ワーク・ライフ・バランスのセミナーを実施する。	年1回	令和9年3月
32	企業への育児・介護休業制度の啓発	関係機関との連携により、企業や労働者に対して、育児・介護休業制度について啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		
33	企業への多様な働き方の啓発	関係機関との連携により、企業に対してフレックスタイム制度や在宅勤務などの多様な働き方について啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		
34	事業主および労働者への長時間労働の解消に向けた啓発	長時間労働が、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を妨げている大きな要因であることから、事業主に対し、労働時間の短縮について啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		

基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と困難を抱えた人々の支援

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限
35	配偶者などに対する暴力の防止と根絶に向けての人権意識の高揚	<p>市民に対して、配偶者などからの暴力に関して正しい理解が得られるようリーフレットを作成し配布するとともに、セミナーの開催、地域における各種団体の研修会や講座などの機会を活用し啓発します。</p> <p>男女共同参画センターのDVに関する各種資料や図書を充実させます。</p> <p>「女性に対する暴力をなくす運動」期間を周知することにより、DVに対する問題意識を市民へ広げるよう啓発します。</p>	人権推進課	<p>DVに関する図書案内や、講座案内を配架し、市民に情報提供するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展示を行い、市民に啓発する。</p> <p>また、デートDV防止のための啓発展示を教育センターで実施する。</p>	各啓発展示 年1回	令和9年3月
36	市職員を対象とした配偶者などに対する暴力に関する研修の実施	市職員を対象に研修を実施し、市職員のDVに関する理解と認識の向上に取り組みます。	配偶者暴力相談支援センター	DV対策連携会議の構成員を対象としたDVに関する研修会を実施する。	年1回	令和9年3月
37	相談・支援体制の充実	<p>「DV被害者支援（相談）対応マニュアル」に基づき、適切に対応します。</p> <p>配偶者などからの暴力についての相談窓口を周知するとともに、相談しやすい窓口の体制をつくります。</p> <p>専門家と連携し、相談体制を充実させます。</p> <p>関係機関や関係各課と連携し、被害女性の保護や自立に向けて支援します。</p> <p>相談者の事務手続の負担を軽減するための体制を構築します。</p> <p>災害時におけるDV被害者に対する支援体制を整えます。</p>	配偶者暴力相談支援センター	「配偶者暴力相談支援センター」における相談体制を充実するとともに、庁内関係部署や関係機関とも連携して被害者を支援する。		

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	達成期限
38	関係機関との連携強化および市内DV対策連携会議の開催	「市内DV対策連携会議」を開催し、「DV被害者支援（相談）対応マニュアル」に基づき関係各課と連携するとともに、関係職員の認識を共有します。 必要に応じて、「DV被害者支援ケース検討会議」を開催し、関係機関と連携して対応します。	配偶者暴力相談支援センター	市内や関係機関との連携をスムーズに行い、迅速、効果的な被害者支援を行う体制を整えるため、DV対策連携会議を開催する。	連携会議 年1回 実務者会議 年2回	令和9年3月
39	DVのある家庭の子どもおよび家族に対する支援	「DV被害者支援（相談）対応マニュアル」に基づき、対応します。 面前DVは、子どもへの心理的虐待にあたり、子どもにも深刻な被害を与えることから、「要保護児童対策地域協議会」と連携しながら早期発見に取り組み、DVのある家庭の子どもおよび家族への訪問、指導、援助の体制をつくとともに、暴力の連鎖を防ぐよう取り組みます。	こども福祉課	配偶者暴力相談支援センターとの月2回の情報交換会を開催し、日頃から連携体制を整えておく。 必要に応じケース会議を開催し、支援体制を整え、迅速な対応に努める。	配偶者暴力相談支援センターとの情報交換 月2回	令和9年3月
			配偶者暴力相談支援センター	要保護児童対策地域協議会と連携し、早期発見に努める。		

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限
40	災害時のDVや性暴力被害の防止に対する取組	災害時におけるDVや性暴力被害の防止を啓発するとともに、被害が生じた場合の早期対応に向けた支援体制を整えます。	人権推進課	出前講座で、男女共同参画の視点に立った防災、減災、復興をテーマとしたセミナーを実施する。	2回	令和9年3月
			危機管理課	自主防災組織や民生委員・児童委員を対象とした避難所運営に関する研修を行う中で、被害に対する支援体制についても説明を行う。		
41	性犯罪、売買春、ストーカー行為などの防止対策の実施	性犯罪、売買春、ストーカー行為などの根絶に向けた総合的な取組として、早期発見・早期対応に取り組むとともに、女性を保護する体制を関係機関と連携して進めます。	配偶者暴力相談支援センター	庁内関係部署や警察等関係機関と連携し早期発見に取り組むとともに、関係機関と連携し、被害者の安全確保のために早期に対応する。		
42	ひとり親家庭などへの支援	ひとり親家庭など、生活支援を必要とする家庭に対して、相談・支援体制を充実させるとともに、就労に必要な知識、技能の習得を支援します。	教育・保育課	支援が必要な家庭に対し、必要に応じて認定こども園等への入所調整を図るほか、利用可能な制度の周知を図る。		

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限
			福祉課	就労支援を積極的に行い、ハローワーク、無料職業紹介登録先と連携を図りながら就労に結びつける。	3人	令和9年3月
			こども福祉課	ひとり親家庭を対象に、子どもの養育や、保護者の就労、離婚問題など生活全般に関する相談に応じる。併せて就労技術習得へ向けてサポートも行う。		
43	複合的に困難な状況にある女性に関する支援体制の充実	「困難女性支援法」に基づき、対象となる女性であれば年齢、障がいの有無、国籍などを問わず、複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、関係課が連携して支援します。	配偶者暴力相談支援センター	「困難な問題を抱える女性のための相談窓口」を新たに開設し、生活に困窮している高齢である、障がいがある、または外国人である、DV被害者であるなど複合的な困難を抱える女性に対して、関係各課と連携しながら支援に努める。		
			福祉課	関係各課と連携して、相談者に寄り添った細やかな対応、支援活動を行う。	3人	令和9年3月

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	達成期限
			高齢福祉課	障がいのある高齢者、外国人の高齢者など複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、関係課と連携しながら全ての高齢者を支援していく。		
			障がい福祉課	障がい者や難病患者及びその保護者などからの相談においては、複合的に困難な状況に置かれている場合があることを留意し対応する。		
			市民協働課	「外国人住民相談窓口」にて女性の人権に関わる相談があれば、速やかに関係各課と連携し情報共有を図り支援を行う。		
44	児童虐待防止と救済体制の整備	児童虐待に対する相談・支援体制を充実させるとともに、虐待の防止と救済のため、要保護児童対策地域協議会が協力して対応できる体制や地域のネットワークの連携強化を進めます。	こども福祉課	家庭児童相談に加え、児童虐待の予防や早期発見のための関係機関との連携強化を目的とした虐待予防ネットワーク事業（オレンジネットワーク）を実施する。 また、児童虐待対応研修会を実施し、関係者の理解を深めるとともに専門性の強化を図る。	・保育所、認定こども園、学校等45施設訪問 ・虐待予防研修会10回実施(対象：各地区民生員、学校園所)	令和9年3月

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限
			配偶者暴力相談 支援センター	要保護児童対策地域協議会 及び関係機関と連携し、支援 する。		
			学校教育課	虐待が疑われる情報が入っ た際には、早急に学校・こど も福祉課・福祉課などの関係 機関と連携を行い、必要に応 じてケース会議を実施する 等、即時対応を行う。		
			教育・保育課	保育ソーシャルワーカーに よる巡回訪問を実施し、相談 体制を充実させるとともに、 必要なケースについては関係 機関につなぎ連携を図る。 虐待が疑われる事案につい ては、園所と連携し、早期発 見・迅速な対応に努める。あ わせて要保護児童部会にて、 関係機関と定期的に情報共有 を行い支援体制の充実を図 る。	巡回訪問 各園最大2回実 施	令和9年3月

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限
45	高齢者、障がい者の虐待防止と 救済体制の整備	高齢者、障がい者の虐待に対する相談・支援体制を充実させるとともに、虐待の防止と救済のため、関係機関が協力して対応できる体制や地域のネットワークの連携強化を進めます。	高齢福祉課	高齢者虐待に関する相談や通報があった際に、警察や他課等の関係機関との連携がスムーズに行えるように連携強化を進める。		
			障がい福祉課	障がい福祉課内に虐待相談窓口を設置する。 県が開催する虐待をテーマとする研修会に、市内事業所等の参加を促し、虐待に対する理解と認識を深めることができるように啓発を行う。 また、市民に対しては、市のホームページや広報誌において虐待相談窓口の広報を行う。		
46	企業などへの各種ハラスメント防止に関する支援	職場での各種ハラスメント防止について、企業や労働者へ啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限
47	社会教育の場における各種ハラスメント防止のための啓発・教育	各種ハラスメント防止のための啓発および教育に取り組みます。 「セクハラ」「パワハラ」「妊娠・出産・育児、または介護」などにかかるハラスメント防止の指針に基づき、早期発見に努めるとともに、相談体制を充実させます。	人権推進課	「セクハラ」を始めとするハラスメント防止のための啓発展示を実施する。		
48	障がいのある人が自立するため、必要な情報の提供と企業に対する啓発活動	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加や地域活動ができるよう、サービスの選択に必要な情報を提供します。 また、雇用を充実させるため、ハローワークと連携し、企業に対して啓発します。	障がい福祉課	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや児童福祉法に基づく児童通所支援の提供を行う。 障がい者から就労に関する相談があった場合は、ハローワークや北播磨就業・生活支援センターと連携し、必要な支援機関へつなぐ。 また、企業に対し障害者雇用促進助成金を案内し、障がい者雇用の充実を図る。		
			商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限
49	障がいのある子どもをもつ保護者と障がいのある保護者の子育てへの継続的な支援の充実	障がいのある子どもに対し、継続して支援するとともに、その保護者に対しても相談など、必要な支援を実施します。 また、障がいのある保護者に対して、子育てにかかる継続した支援を実施します。	障がい福祉課	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく児童通所支援の提供を行う。		
			こども福祉課	健診や相談業務を通して乳幼児の障がいや発達の遅れを早期に発見し、必要な支援を受けることができるよう関係機関等との連携を図る。	・乳幼児健診（乳児、1歳6か月児、3歳児）を各月1回 ・5歳児発達相談を9～1月に実施。 ・すこやか相談年12回、発達相談年60回程度	令和9年3月
			教育センター	医師による発達教育相談を実施する。	1日当たり最大3件の教育相談を月1回実施	令和9年3月
			学校教育課	スーパーカウンセラーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育指導補助員を配置することにより、学校の支援体制・相談体制の充実を図る。		

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	達成期限
50	不登校、集団参加が困難な児童生徒に対する相談・支援の充実	関係課による家庭訪問や専門家の派遣、みっきいルームの開催などを実施するとともに、三木市不登校・ひきこもり支援ネットワーク「ほっぷ☆すてっぷ」などと連携し、相談・支援の充実に努めます。	教育センター	不登校の児童生徒への個に応じた支援や小集団での活動をとおして、社会的に自立する力を育てることを目的とした「みっきいルーム」を運営する。	入級生の60%以上が部分登校や完全登校できるようになる。	令和9年3月
			学校教育課	関係機関と連携のもと、児童生徒の状況に応じた支援を行い、環境整備を進めるとともに柔軟な学習支援の充実に図る。		
51	思春期の子どもの相談・支援の充実	思春期に悩む子どもや保護者が安心して相談できる体制を充実させます。	教育センター	電話や面談による、青少年悩みの相談を実施する。	年間相談件数200件以上	令和9年3月
			こども福祉課	必要に応じて関係機関と連携の上、柔軟に対応する。		
			人権推進課	毎週火、木曜日に「女性のための相談室」を開設し、思春期の子どもに悩む母親の相談に対応する。(令和8年8月末まで)		
			配偶者暴力相談支援センター	「困難な問題を抱える女性のための相談窓口」を新たに開設し、様々な女性の困難な問題に対する相談に対応する。(令和8年9月1日開設予定)		

基本目標Ⅳ 誰もが健康で、安全・安心に暮らせる環境の整備

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	達成期限
52	男女共同参画の視点を踏まえた防災の取組	<p>防災に関する政策、方針決定の過程などにおいて女性の参画を推進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整えます。</p> <p>また、男女共同参画の視点を踏まえた防災計画を策定し、市民に周知するとともに、必要に応じて見直します。</p>	危機管理課	三木市地域防災計画の作成及び実施を推進する三木市防災会議における女性委員の登用を進め、男女共同参画の視点を踏まえた防災計画を策定する。	女性委員12人以上（防災会議4割）	令和10年4月
53	男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営	避難所運営に男女が運営委員として参画し、女性更衣室や授乳室の確保など、男女共同参画の視点に配慮して運営します。	危機管理課	避難所運営マニュアルを男女共同参画の視点に配慮し作成している。マニュアルを基に、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営に努める。		
54	防災意識の高揚に向けた取組	平常時から家庭、地域、学校、職場などで防災への積極的な取組を推進し、男女が共に地域防災の担い手となる意識を高めます。	危機管理課	自主防災組織の役員・班体制において、男女双方が構成員となるように研修会等で働きかけ、多様な視点からの意見を地域防災に反映させることで防災意識の向上を図る。		
			消防本部	広報みき、新聞広報記事等による啓発や地域、学校、職場等での訓練を通じて、男女共同での防災意識の向上に努める。	広報・新聞 月1回	令和9年3月

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	達成期限
55	地域で子育てができる環境づくり	子育て中の保護者や親子の交流を促進する場を提供するとともに、地域住民同士が助け合い、地域で安心して子育てができる環境をつくるための施策を推進します。	こども福祉課	市内において子育て支援に関する活動を行っている団体に子育て支援団体活動促進事業補助金を支給し、子育て支援活動を促進する。 市内の子どもを対象に食事を提供し居場所づくりを行う子ども食堂を運営する団体に対し、運営経費の一部を補助し、子どもが健やかに成長できる環境整備を促進する。	7団体 6団体	令和9年3月
			教育・保育課	通園していない乳幼児親子に対し遊び場を提供し、親子で遊んだり、親同士の交流の場を提供したりするなど、子育て拠点として、園（所）が有する機能を地域に還元する。	園庭開放 月1回以上 未就園児応援事業 月1回以上	令和9年3月
56	高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境づくり	高齢者が住み慣れた地域や住まいで安心して生活できるよう、介護関係の事業所（施設などを含む）や行政、住民が連携し、地域全体で高齢者やその家族を支えることのできるネットワークを構築します。	高齢福祉課	関係機関との情報共有や連携強化を図りながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援を行う。		
57	市民互助型の支え合い活動の推進	ファミリーサポートセンター事業を実施し、お互いに支え合う活動を推進します。	こども福祉課	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（協力会員）とが、お互いに会員となって、こどもを預けたり預かったりすることで、子育て中の人を地域で支える。 また、会員数が減少しないよう、広報活動等を行う。	利用者数 700人	令和9年3月

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	達成期限
			高齢福祉課	高齢者ファミリーサポートセンター事業を実施し、市内高齢者の困りごとに対し有償ボランティアを派遣する市民互助型の活動を継続する。依頼会員数に対して協力会員が少ないため、男女問わず増加をめざす。	協力会員数： 90名	令和9年3月
58	地域における孤立防止と見守り・助け合い活動の推進	民生委員・児童委員などと連携し、地域において支援が必要な世帯の見守りなどを行うとともに、必要に応じて適切な支援制度につなぎます。	福祉課	支援が必要な世帯については、民生委員・児童委員などと協力し、見守りや必要な支援に繋げていく。	月1回以上	令和9年3月
			高齢福祉課	地域の見守りを担うために、市と協定を結んだ事業者が通常業務において定期的な訪問活動を行う中で、訪問先の高齢者の異変を発見した時は、市と相互に連携し適切な支援につなげるよう高齢者の見守りを継続する。		
59	認知症サポーターの養成	認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成します。	高齢福祉課	認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の方やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を、男女共に幅広い年齢層で養成する。	認知症サポーター受講者数： 420人	令和9年3月

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	達成期限
60	子育てや介護に関する相談体制の充実	<p>妊娠・出産・育児に関する相談を充実させるとともに、必要に応じて医師、歯科医師、保健師などによる指導を受けることができる体制づくりを進めます。</p> <p>また、介護を必要とする人や介護を担う家族などが適切なサービスを受けられるよう、介護保険制度やその内容についての情報を提供するとともに、相談体制を充実させます。</p>	こども福祉課	<p>児童センターや吉川児童館、公民館等で実施する親子ふれあい遊び（子育てキャラバン）に保育士をはじめ保健師・栄養士・臨床心理士・作業療法士が参加し相談できる環境を整える。</p> <p>妊娠期・出産期・育児に関する相談事業を継続し、ニーズに沿ったきめ細かな相談体制の充実を図る。</p> <p>また、必要に応じて医療機関及び関係課と連携し、適切な指導や対応を図る。</p>	子育てキャラバン年間130回	令和9年3月
			高齢福祉課	<p>介護保険ガイドブックや広報・市のホームページ等での周知に合わせて、介護を必要とする人や介護を担う家族等が適切なサービスを受けられるように、地域包括支援センターなどの相談窓口を設置する。</p>		
61	保護者の就労時間や就労形態の多様化に対応するための保育サービスの充実	<p>保護者の就労時間や就労形態の多様化に対応するため、延長保育や休日保育などのサービスを充実させ、子育てと仕事の両立を支援します。</p>	教育・保育課	<p>保護者の就労時間や緊急一時的な保育の要望に対応できるよう、延長保育や一時預かり保育の受け入れを行う。また保護者の就労に応じ、年度途中の入所申込を受け付け、入所調整を行う。</p>		
62	放課後児童健全育成事業（アフタースクール）の充実	<p>就労や疾病、介護などにより、昼間保護者が家庭に居ない小学生を対象に、児童の保護と遊びを通じた健全な育成のため、アフタースクールの運営を継続します。</p> <p>就労や疾病、介護などにより、昼間保護者が家庭に居ない小学生を対象に、児童の保護と遊びを通じた健全な育成のため、アフタースクールの運営を継続します。</p>	教育・保育課	<p>保護者の就労を支援するため、入所を希望する児童の適切な受入を行うとともに、在籍する児童が健全に育成されるよう援助を行う。</p>		

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	達成期限
63	子育て学習機会の充実	子どもの健やかな成長のために、子どもたちの成長に合わせ、健康教育や子育て学習の機会を充実させるとともに、健康・育児相談を実施し、安心して子育てができる環境を整備します。	こども福祉課	子育てセミナー等の事業を展開して保護者の子育て学習を実施する。 健診・健康教室を通して健康教育の充実を図り、安心して子育てができる環境整備を進める。	子育てセミナー 4回	令和9年3月
64	若者の交流支援	結婚を望む男女に対する出会いサポート事業を推進し、出会いの場を提供します。	縁結び課	結婚を望む男女に対する出会いサポート事業を推進し、出会いの場を提供することで成婚をめざす。	成婚10組	令和9年3月
65	介護サービスについての情報提供と質の向上	介護サービスの質の向上をめざし、事業者についての外部評価およびその情報公開を行うよう指導するとともに、利用者や家族が安心してサービスを受けられるように取り組みます。	介護保険課	市内介護サービス事業者の一覧表を市のホームページに掲載するとともに、窓口等で配付する。 また、介護サービス事業者に対して外部評価及び情報公開を行うよう指導する。		
66	妊産婦同士が情報交換のできる交流の場づくりの推進	妊娠中や出産および産後の不安を緩和するため、妊産婦同士が気軽に情報交換のできる交流の機会や場づくりを進めます。	こども福祉課	産前・産後サポート事業を実施し、妊娠期から育児期にかけての仲間づくり・交流の場づくりの機会を設け、併せて専門職による相談を通して妊娠・出産・育児への不安の解消を図る。	「みっきいたま ぴよサロン」として実施 産前サポート、 産後サポートを 各月1回	令和9年3月

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	達成期限
67	妊娠や乳幼児に関する相談の充実	安心して妊娠・出産ができる地域医療機関や各種サービスの情報提供を行うとともに、子どもの発達や健康、育児についての相談に応じます。 また、不妊相談窓口の開設状況など、必要に応じた適切な情報提供を継続して行います。	こども福祉課	こどもサポートセンターを中心に妊娠・出産・育児等に関する相談に応じ、不安解消と母性の醸成を図る。 不妊治療についても助成事業等の必要な情報を提供する。		
68	妊娠届出の早期提出に対する啓発	医療機関と連携しながら妊娠届出の早期提出を啓発し、母子健康手帳が早期に交付できるよう取り組むことにより、妊娠初期からの母子の一貫した健康支援を進めます。	こども福祉課	医療機関と連携することで妊娠届出の早期提出を促進し、母子健康手帳の早期交付と、妊娠初期からの妊婦に対する一貫した心身の健康支援を進める。	妊娠11週までの妊娠届出 100%	令和13年度
69	ライフステージに応じた保健サービスの提供と健康づくりの推進	出生期から高齢期までのライフステージに応じて、健康診査、相談、検診などの保健サービスを提供します。 また、ライフステージや身体状況に応じて取り組める運動についての情報を発信します。	こども福祉課	妊娠を望む夫婦や妊娠期～子育て期の父母に対し、助成制度や乳幼児健診、相談業務等ニーズに沿った保健サービスを提供する。	乳幼児健診（乳児、1歳6か月児、3歳児）を各月1回	令和9年3月
			健康増進課	町ぐるみ健診・健康相談・健康教育の実施を通して若年～高年層の健康意識の向上を図る。	集団健診27回 個別健診7月～R9.2月まで 成人保健相談5回	令和9年3月

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	達成期限
70	健康で活動的に過ごせるための支援	健康で活動的に過ごせる健康寿命を延伸するため、成人期・高齢期の健康づくりを支援します。 また、うつ病などの心の健康に関する相談を実施します。	健康増進課	<p>町ぐるみ健診・健康相談・健康教育の実施を通して若年～高年齢層の健康意識の向上を図る。</p> <p>うつや自殺予防のための相談窓口として、「こころの相談窓口」を専任の相談員にて開設し、こころの健康に関する相談の実施。</p> <p>各種健診を定期的に受診することで、疾病の早期発見と予防に繋がることから、町ぐるみ健診等の受診啓発を進める。</p> <p>がん検診の無料対象者に無料券の発行とともに受診勧奨の通知を行う。</p>	<p>集団健診27回 (前立腺がん検診27回、子宮頸がん検診9回、乳がん検診10回、骨粗しょう症検診27回)</p> <p>個別健診(子宮頸がん検診、乳がん検診) 7月～R9.2月まで</p> <p>成人保健相談5回、結果相談会7回、こころの相談窓口(月、火、木、金)</p>	令和9年3月
			高齢福祉課	<p>認知症や介護予防の取組について、広報での特集ページ企画や、市HPを活用した普及啓発を図る。</p> <p>また、みつきい☆いきいき体操などの通いの場や介護予防講座の開催などにより、全ての高齢者の健康づくりを支援する。</p>		
			障がい福祉課	<p>障がい者ふれあいスポーツ大会を開催し、スポーツを通じて体力の維持と機能の回復の向上を図り、かつ社会参加を促進する。</p>	参加者200人	令和9年3月

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	達成期限
71	疾病の予防、検診の充実	基本健診だけでなく各種がん検診などをセットで受診できる体制を整備します。また、男性特有の病気である前立腺がん、女性特有の病気である子宮頸がんや、乳がん、高齢女性に多いとされる骨粗しょう症など、性別や年齢により異なる健康課題についての知識を普及するとともに、疾病についての予防対策の学習や相談・検診などを実施します。	健康増進課	町ぐるみ健診・健康相談・健康教育の実施を通して若年～高年層の健康意識の向上を図る。 うつや自殺予防のための相談窓口として、「こころの相談窓口」を専任の相談員にて開設し、こころの健康に関する相談の実施。	成人保健相談5回、結果相談会7回、こころの相談窓口（月、火、木、金）	令和9年3月
72	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康と権利）の周知啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、広く市民に周知啓発します。	人権推進課	性の自己決定に関する啓発を行う。 また、夏休み期間中に教育センターで性の自己決定に関するパネル展を開催する。		
			健康増進課	子宮頸がん検診、乳がん検診等女性特有のがん検診の実施を通じて、生殖に関わる女性の健康に寄与していく。	集団健診での実施 （子宮頸がん検診9回、乳がん検診10回）	令和9年3月
73	「ユニバーサルデザインのまちづくり」事業の推進	高齢者や障がい者、外国人など、誰もが暮らしやすく活動できるまちづくりを進めます。	都市政策課	兵庫県にて、補助要件緩和等、事業制度が見直された。今年度は、これを受けて、兵庫県と協議し、事業の推進の可否について検討する。		

基本目標Ⅴ 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	達成期限
74	男女共同参画センター機能の強化	<p>男女共同参画社会を実現するための拠点施設として、図書・資料、講座、交流、情報提供などを充実させます。</p> <p>また、女性が自らの能力を十分に発揮し、自分らしく生きる力を身につけるための学習の場を提供するとともに、女性が直面する様々な問題についての相談事業を実施します。</p>	人権推進課	<p>男女共同参画に関する資料の充実や情報収集に努めるとともに、男女共同参画センター運営委員会とセミナー等の事業運営について協議する。</p> <p>また、女性が直面する様々な問題に対応するため、女性のための相談を実施する。</p>	運営委員会 年5回開催	令和9年3月
75	市職員の意識づくり	市職員の男女共同参画に対する意識改革のための研修を充実させます。	総務課	引き続き、男女共同参画に関連した研修への参加を呼びかける。		
			教育総務課	職員が男女共同参画社会の実現をめざす視点をもち、男女平等についての意識を高めるための研修を充実する。		
			人権推進課	市職員対象の男女共同参画研修を実施する。		

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	達成期限
76	市職員に対する各種ハラスメント防止に関する研修の実施	市職員に対し、「職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱」を周知するとともに、各種ハラスメントの研修を充実させます。	総務課	職場におけるハラスメント防止に関する職員通知や研修等を実施する。		
77	市職員や市立学校教職員の女性管理職への登用促進	性別にとらわれることなく、個人の資質や能力により管理職に登用します。 また、女性管理職登用を推進するため、人材を育成するとともに、女性が働きやすい職場環境をつくりまします。	総務課	令和8年度の人事異動において、性別にとらわれない配置と管理職への登用を行う。	課長級に占める女性職員の割合を24%以上、部長級に占める女性職員の割合を16%以上を目標とする。	令和13年3月
			学校教育課	女性管理職の登用を推進するため、管理職としての資質向上及び女性が働きやすい職場環境づくりに努める。	小・中・特別支援学校における女性管理職登用率20%の維持。	令和9年3月
78	市役所での女性職員に対する人材育成の実施	職場における男女間の格差を解消するため、女性職員の発言力や自己決定力を高めるための研修などを実施します。	総務課	引き続き、専門実務研修や政策形成型研修等への参加を呼びかける。	研修参加者の女性割合を30%とする。	令和9年3月

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和8年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	達成期限
79	市役所の男性職員の育児休業・介護休暇などの取得の推進	配偶者などが出産を控えている男性職員や、家族の介護に直面した男性職員に対し、管理職員、または人事担当部局が育児・介護休業制度について、個別の周知・意向確認を行います。	総務課	引き続き、男性職員の育児休業や介護休業の取得等の推進を図る。	育児休業を2週間以上取得する男性職員の割合を85%以上とする。	令和12年度
80	特定事業主行動計画の取組の検証と公表	毎年少なくとも1回は、特定事業主行動計画に基づく取組を検証し、公表します。	総務課	「特定事業主行動計画」に基づき、取組を推進するとともに、現計画の目標の進捗状況を確認する。		
81	業者選定における加点評価導入の検討	市が行う工事・業務の委託・物品の買入れなどの業者選定において、男女共同参画に積極的に取り組む企業への加点評価などの導入について検討します。	財政課	昨年度に引き続き、入札等での業者選定における「えるぼし」「くるみん」等の認定企業への加点等の優遇制度の導入状況について、県内で導入済の市町へ聞き取り調査を		令和10年度末までに検討
82	兵庫県や近隣自治体、関係機関などとの連携	関係機関や民間団体との連携を深めるとともに、兵庫県や、近隣市町と連携や情報交換を行い、プランを着実に推進します。	人権推進課	県内及び北播磨管内男女共同参画連絡会議で情報交換を行い、他市町の施策を参考にしながら、プランを推進する。		